

「自らを語り得ぬ人々」からの「当事者概念¹」の考察

川 英 友

1.目的 「自らを語り得ぬ人々」から、「当事者」という概念の限界性を明らかにする。

2.意義 人間にとって困難に直面する経験をしている（した）にもかかわらず、そのことが社会から認識されていないという状況は、場合によっては問題である。「当事者」という言葉は、マイノリティや立場の社会的に立場の弱い人間がマジョリティや権力を持った人間に対して、困難を抱えている状況を主張し、その状況への理解を求めたり、権利の主体として解決策を要求したりするために使われる。そして、それは一定の有効性を発揮してきた。

しかし、「当事者」という概念は、困難を抱えている人間のうち、ある人間の存在を拾い上げ、ある人間の存在を切り捨ててしまう可能性がある。また、さらには、逆に「当事者」という概念が、困難を抱えている状況を主張できなくなってしまう人間を生み出してしまう可能性がある。そのような人間達が直面している不可視化された困難を明らかにすることにより、そのような人間達が直面している困難を可視化するきっかけを示す。

3.論証の枠組み

「当事者」という言葉が、これまで日本においてどのように発展してきたのかを述べる。そのうえで、本稿における「当事者」の概念について定義する。

そのうえで、本稿における「自らを語り得ぬ人々」について定義する。そのうえで、これまで「当事者」をめぐる研究の中で、「自らを語り得ぬ人々」がどのように述べられてきたかについて先行研究を示す。そのうえで、「当事者」についての定義づけをし、「自らを語り得ぬ人々」とはどのような人々かを示す。そのうえで、「自らを語り得ぬ人々」にとって、「当事者」という概念がどのような意味を持つのかについて明らかにする。

4.「当事者」をめぐる定義

はじめに、本稿における「当事者」という概念の定義を示す。

「当事者」という言葉は、広辞苑(第6版)によれば、「その事または事件に直接関係を持つ人」とある。当事者という言葉は、もとは法学の分野において用いられてきたが、やがて福祉社会学や社会福祉

¹ 本稿の題名の英訳において、当事者という言葉英訳せずに“Tojisha”という言葉を用いた。上野千鶴子によれば、『英語圏にまず（１）「当事者」を一語で表現する単語がないばかりか、（２）「当事者」という日本語の持つ主格的な意味を示すことは難しい。当事者について適切な訳語を探すより、Tojishaと日本語の用語として世界的に流通することが望ましいという提案がある。』（上野2011 p67）とのことである。

そのため、本稿のsummaryにおいては、あえて当事者を英訳することはせずに、“Tojisha”とすることにした。

学の分野において用いられることになってくる。『社会福祉辞典』（大月書店,2002）p 396によれば、「我が国の社会福祉政策や実践、また運動などにおいて当事者という概念が登場してくるのは1980年代になってからであり、1990年代に急速にすすむ社会福祉制度改革においてはその位置づけ、役割をめぐって大きな論議となっている。」とある。そして、「その一つは政策・制度の形成や運営に対する「当事者」参加といったことであり、いま一つは援助としてのソーシャルワーク理論における援助関係での役割に関するものである。」とある。この定義によれば、前者では社会政策決定の場において社会政策の対象となる人間をいかに参加させるかという議論の中で、社会政策の対象となる人間を当事者とよぶことになる。また、後者では福祉サービスの援助を利用する人間を当事者とよぶことになる。

さらに2000年代に入ってから、社会学の分野で上野千鶴子が当事者という概念について積極的に述べている。

中西正司と上野千鶴子は、中西正司 上野千鶴子2003『当事者主権』岩波新書の中で、「ニーズを持った時、人は誰でも当事者になる。＜中略＞ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という状態からきている。私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実を作り出そうとする構想力を持ったときに、初めて自分のニーズとは何かかわかり、人は当事者になる。」（中西 上野 2003 p 2-3）と述べている。

続いて、上野千鶴子 2008 「当事者とは誰か？ ニーズ中心の福祉社会のために」『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院では、「「当事者」はこれまで「問題をかかえた」当事者、と定義されてきたが、本書では「ニーズの帰属する主体」と定義する。」（上野2008 p17）としている。

さらに、これまでの著書を踏まえうえて、上野は、上野千鶴子 2011「第3章 当事者とは誰か」『ケアの社会学』の中で、『当事者とは第一次的なニーズの帰属する主体である。この定義には、（1）ニーズの帰属先であることと、（2）それに対する主体化の契機の二点が含まれている。したがって当事者とは、たんに客観的にニーズの判定をされるような「問題を抱えた個人」であるだけでなく、「ニーズを顕在化させた個人」であることになる。「ニーズの帰属先」であるだけでなく、それは特定の社会的属性を示すにすぎないが、その「位置position」に対して能動的な「同一化identification」をはたしたときに、個人は「当事者」となる。『当事者主権』の中で、「当事者である」ことと、「当事者になる」こととは違う、と言ってきたのはこのことを指す。』と述べる（上野 2011 p79）

上野の述べていることは、「当事者になる」ことは「当事者である」ことを社会に向けて表明することによって可能となるということである。例えば、生活の中で精神的、社会的、経済的に欠乏した状況におかれた人間がいる。具体的には、生活するためのお金が足りない、介助が必要である、孤独である。寂しいといったことであろう。このような状況にある人は、生活の中で欠乏をかかえている。そして、その欠乏を満たすためのニーズがあるという意味で「当事者」である。だが、それだけでは、その人は「当事者」であるが、＜「当事者になる」こと＞をしていない。

上野の主張によれば、＜「当事者になる」こと＞を達成するためには2つの条件が必要になる。

1つめは、自らのニーズを認識し、そのニーズを社会に向けて表出することである。

2つめは、同性愛者や障害者などの特定の社会的属性に自らを同一化して、その社会的属性を明らかにすることである。すなわちカミングアウトである。「当事者」という言葉が使われる際に、なんでもないことの「当事者」ということはない。必ず～の「当事者」という形で、何らかの属性を明らかにすることになる。したがって「当事者」という概念は、ある人間がある属性にあることを自ら認めて、さらに社会に向けて明らかにすることによって、はじめて意味を持つといいうことになる。

本稿では、この上野の定義をもとに「「自らを語り得ぬ人々」の立場からの「当事者概念の考察」を行う。

上野の定義では、＜「当事者である」こと＞は単に事実を示しているにすぎないが、＜「当事者になる」こと＞は社会的である。＜「当事者である」こと＞のみでは、その事実は社会に向けて発信されず、社会への影響を与えることはない。しかし、「当事者」は社会に向けて自らの社会的属性を明らかにし、ニーズを主張することで＜「当事者になる」こと＞を達成する。すなわち、＜「当事者になる」こと＞とは、＜「当事者である」こと＞を社会に向けて主張することである。したがって、「当事者」という概念は、「当事者」が、＜「当事者になる」こと＞によって、社会から「当事者」と認識され、はじめて意味を持つということになる。

5.本稿における「自らを語り得ぬ人々」の定義について

次に、本稿における「自らを語り得ぬ人々」の定義をする。人間は、困難を抱えた時に、自らの力でその解決が困難な場合に、その困難を周囲に訴えて周囲の協力を得て、その困難を解決することがある。

だが、自らがかかえる困難を周囲に訴えることが難しい人間がいる。訴えることが難しい理由は様々である。

困難を訴えることが難しい人々としてしばしばあがってくるのが、重度の障害者である。とりわけ、重度の知的障害や精神障害、認知症などを抱える人間は、そのような状況に陥りやすいとされる。そのため、近年では、福祉専門職の援助としてのアドボカシーの重要性が認識されるようになってきている。また、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度など、そのような状況にある人のための権利擁護の仕組みがある。

しかし、本稿で論じる「自らを語り得ぬ人々」とは、そのような人を対象として論ずるのではない。

トラウマ研究の第1人者である精神科医の宮地尚子は、「中心部に近く、トラウマからの距離が短いほど、発話力が増す」p14という捉え方を円錐島モデルとする。「円錐島モデルとは、＜内海＞がなく、中央が一番高い島」p14である。

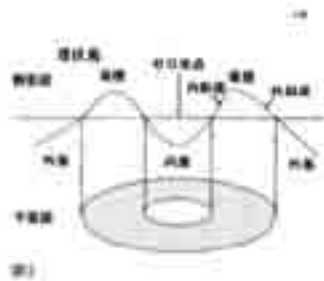
そのうえで、円錐等モデルへの疑問を以下のように述べる。

『実際には被害が大きすぎた人は死んでしまって、発言する機会をもたない。また生き延びたと

しても、発言するためにはある種の条件、能力や資源が必要となる。知的能力、コミュニケーション能力、論理性などは不可欠だろうし、聞き取るものと同じ言語で話す能力、識字能力も求められるかもしれない。説得性を持たせるためには、演出力や社会的信用なども必要になるかもしれない。資源としてはまず、話したり、書こうとする気力、体力、発話を可能にする身体機能が必要である。時間的余裕も必要である。「誰かがきいてくれるかもしれない」という他者への信頼感や希望、「自分が声を出してもいい」と思える最低限のセルフ・エスティームも欠かせない。話したり書くことへのなれや癖、練習の機会、発話が望ましいとされる環境、少なくとも抑圧・禁止されないような環境も必要である。

このようにみていけば、中心に近い位置にいる者ほど逆に語ることが困難になるのは当然の理である。不思議でも何でもない。けれども現実には、中心に近い者ほど発言する権利がある、すべきである、できるはずである、しているに違いないという思いこみが、非常に強く人々の思考を縛っている。P15-16』

そして、円錐島モデルの代わりに環状島モデルというモデルを提示する。環状島とは、図のように島の真ん中が海の底に沈んだ窪んだドーナツ状の島である。真ん中の海を内海という。



環状島の断面図（宮地 2011 p10）より引用

宮地は、『＜内海＞は死者、犠牲者の沈んだ領域である。＜ゼロ地点＞に近づくほど、死体の形さえ残らない。一瞬のうちに燃え尽きたり、木々端みじんに吹き飛ばされてしまう。もしくは証拠が残らないよう、死体が処理されてしまっている。中心部から外側に向かうにつれて、黒こげの死体、四肢の裂かれた死体、それから徐々に「普通」の死体となっていく。死者の外側には、かろうじて生き延びてはいるけれども、正気を失い、言葉を失った者たちがいる。奇声を発する者もいれば、押し黙ったままの者もいるだろう。震えの止まらない者、硬直しきった者もいるだろう。意味不明の言葉をつぶやいている者、ことばではなくわけのわからない絵をかきなぐったり、音らしきものを奏でようとする者もいるかもしれない。髪を振り乱し、踊っている者もいるかもしれない。このあたりに波打ち際がある。そこから＜内斜面＞の陸地に上がると、言葉を発することができる者たちになっていく。＜斜面＞を上がっていくにつれ、言葉は力を増し、雄弁さは＜尾根＞でピークに達する。きれいに分けることは困難だが、当事者は＜尾根＞の内側、＜内斜面＞に位置し、非当事者は＜尾根＞より外側、＜外斜面＞に位置する、と大まかに考えてよい。当事者の中では、症状や被害、負担の重い人ほど内側に位置する。P11-12』と述べる。これは、より問題の渦中にある

人ほど自らのことを語ることが難しいということを示している。

本稿で定義する「自らを語り得ぬ人々」とは、宮地が定義する内海にいる人たちを指す。すなわち、本稿で論ずる「自らを語り得ぬ人々」とは、「人生に困難をもたらすような経験をしている（した）にもかかわらず、その経験や困難を社会に向かって明らかにすることが難しい人達」である。語り得ていない以上、その人たちの経験や困難は社会から認識されていないし、その人達がある経験をした人であるということや困難をかかえた人であるということも認識されていない。したがって「自らを語り得ぬ人々」とは、同時に社会の中で「不可視化された人々」でもある。

もちろん、それには病気や障害という経験も含まれる。だが、本稿で定義する「自らを語り得ぬ人々」とは、病気や障害があるために自らの困難を主張するのが難しい人々というよりも、もっと幅広くとらえ、＜自らの経験や困難を社会に向けて明らかにすることができない人達全般＞²³⁴を対象にする。

6. 「語りえぬ人々」に関連するこれまでの「当事者」の研究

近年、「当事者」という概念は大きな注目を集めている。そして「当事者」という概念について注目した論文や書籍も多く出版されている。まず、これまで出版された書籍として、主に質的心理学の立場から当事者概念について述べた『あなたは当事者ではない』（宮内 今尾 2007）がある。その中におさめられた論文の中で、子育て中の母親へのインタビューを行い、そこで出てきた語りを分析の対象としてきた菅野幸恵は、「当事者」を『研究の対象となっている現実を生きている（た）人』（菅野 2007 p18）と定義する。そのうえで、『非当事者は、当事者の語りを理解することができるのだろうか。』（菅野2007 p22）という問いを立てる。そして、それに対して「当事者」の語り

² 例をあげると、精神科医の立場から、中澤正夫（2007）は、広島や長崎で被爆した被爆者が、被爆の経験を語れずに、サイレント・マジョリティとなっている状況を指摘し、その状況を分析している。広島や長崎の被爆者の中には、被爆後何十年たっても被爆の経験を決して語らない人がいるとのことである。そして、中澤は、『サイレント・マジョリティとは、最も重い「心の被害」を抱えている人かもしれないし、そう重くなくても「孤立」している人かもしれない、すべてわかってあきらめている人かもしれない。彼らは「沈黙している」のであって「存在していない」のではない。（中澤 2007: p159）』と述べている。

³ 同性愛者の立場を経験した同性愛者の当事者によって書かれた著書の中で佐川（2007）は、『ゲイやレズビアンは、自分がそうであるとはめったに言わない。それは受ける傷をできるだけ少なくしながら生きていくための知恵なのだ。』（p201）という状況を述べ、著書の中で同性愛者が、自らが同性愛者であることを社会の中でなかなか明らかにすることができない現実を述べている。

⁴ 性犯罪被害を経験した立場からは、小林美佳（2010）は、『「性暴力被害者の声」をもとにした、被害の実態』（p86）について『被害当事者がそれぞれの思いを抱えながら、誰にも言えず、ひとり悩み、苦しんでいる姿』（p96）を述べている。

小林も著書で引用しているが、内閣府男女共同参画局が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成21年3月）では、「異性から無理やりに性交された経験」のある女性が全体の7.3%で、そのうちの62.6%が、「恥ずかしくて誰にもいえなかったから」「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由から、そのことを誰にも相談しなかったという結果が出ている。

また、同調査では、「過去5年以内に配偶者から身体的暴行 心理的攻撃 性的強要をうけた人」の割合が、女性全体の13.5%、男性全体の8.5%で存在し、そのうち、女性のうち53.0%、男性のうち77.2%は、「どこにも（だれ）にも相談しなかった。」という結果がある。その理由として、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」については女性22.4%、男性14.1%、「恥ずかしくだれにも言えなかったから」については女性17.3% 男性11.3%で、いずれも女性が多かったという調査結果がある。

を聴く際に、『語り手は自身の体験すべてを語るわけではなく、実際に言語化されるのは氷山の一角である。中には自身の体験を語られずに黙する人もいる。「語られたこと」と向き合うときには、同時に「語られないこと」の重みを受け止め、その体験の中身を想像していかなければならない。＜中略＞他者と向き合うとき、わからないことやかたられないことに気づくことによって、対象者の世界を理解しようとする土壌がうまれてくるのではないだろうか』（菅野 2007 p23）と述べている。

ここで菅野は、人が何かを語る時、語られることは氷山の一角であり、その背後には語られない経験が存在することを指摘し、研究者が対象者と接する際に、そのことに気が付くことの重要性を述べている。

さらに、『あなたは当事者ではない』をうけ、2010年に『＜当事者をめぐる社会学＞』（宮内 好井 2010）という書籍が出版された。その中におさめられた論文の中で、宮内洋は、宮地尚子の環状島や内海という概念を引用したうえで、『＜内海＞に位置する者は言語化が困難で、周囲からは理解されにくい声を上げることがある。＜当事者＞をめぐる研究を行う者は、まず第1にこのことを心に銘記すべきであろう。その上で、問いたい。これまでの研究においては大半が、環状島モデルにおける＜内海＞から抜け出て、内斜面や尾根等の陸地に上がった後の人たちの語りにのみ耳を傾け、その語りを＜当事者＞の語りとしていたのではないだろうか。それは間違いではない。しかし、＜当事者＞には＜内海＞でもがき苦しんでいた時期があるはずである。それらの語りは、このもがき苦しんでいた時期のことをすくい上げていない可能性があることに自覚的である必要があるのではないか。（宮内 2010 p200）』と述べている。

これまでの研究で、「当事者」は、経験したことを全て語るわけではないということが明らかになっている。ただし、ここであげられた研究では、この人は「～の当事者である。」と社会に向けて明らかにして＜「当事者になる」こと＞をした人間について、そのような人間が経験したことを全て語れるわけでもなく、語れないことや語らないことがあるということが述べられている。

7. 「自らを語り得ぬ人々」と「当事者」

ここまで、「当事者」という言葉や概念がこれまでどのように使われ、どのように定義付けられてきたかについて述べた。また、人生に困難をもたらすような経験をしたにもかかわらず、その経験や困難を社会に向けて明らかにすることが難しい「自らを語り得ぬ人々」が存在するという事について述べた。さらには、「当事者」は自ら経験したこと全てを語るわけではないがゆえに、研究者が「当事者」の語りを聴く際に、語られていないことがあることに気づき、自覚的になる必要があることについて記した研究を紹介した。

ここでは、さらに、これまでに紹介した研究とは別の角度で「自らを語り得ぬ人々」を「当事者」という概念を通して考察する。

ちなみに本稿で述べる「自らを語り得ぬ人々」は先に挙げた菅野や宮内によって使われた「当事

者」とは意味が違う。菅野や宮内の論文においては、研究者と「当事者」の存在を前提としたうえで、研究者が当事者からインタビューなどで話を聴く際に、「当事者」は語らないこともあるということに気づき、自覚したうえで、話を聴く必要があるということを述べている。本研究における「自らを語り得ぬ人々」とは、語ることができないがゆえに＜「当事者になる」こと＞ができず、周囲から当事者であることを認識されていない人々である。「自らを語り得ぬ人々」は、困難に直面しているのだが、何らかの理由で困難に直面していることを周囲に明らかにできない人間達である。このような人々を宮地の環状島モデルで解釈するならば、人生に困難をもたらすような問題に直面する経験をしたものの、内海に突き落とされ、内海に沈んだままで水中から出てくることができない人々である。そして、水中に沈んでいるがゆえにその存在を気づかれることがない人達である。ここからさらに、これまであげた研究をふまえて、「当事者」という概念そのものが持つ限界性について考察する。

上野の定義に従うなら、「自らを語り得ぬ人々」も「当事者である」ということにはなる。ただし、「自らを語り得ぬ人々」は、「当事者である」が、＜「当事者になる」こと＞はしていない。先に述べたとおり、上野は、社会に向けて自らのニーズを主張し、かつ「私は～の当事者である」と、特定の社会的属性に自らを同一化してカミングアウトした人間を、＜「当事者になる」こと＞を達成した人間と定義しているからである。

このように考察を進めていくと、下の図のようになる。「当事者」の中には、＜「当事者になる」こと＞により、「社会的に当事者と認識された当事者」がいる。一方で、「当事者である」ものの社会に向けて＜「当事者である」こと＞を明らかにしていない人々がいる。すなわち、＜「当事者になる」こと＞を達成できていない人間である。

社会の中で不可視化された人々である「自らを語り得ぬ人々」は、「当事者である」が、＜「当事者になる」こと＞を達成していない「社会的に当事者と認識されていない当事者」である。



8. <自らを語り得ぬ人々>にとって<当事者>概念は有効か？

前節までの考察で、当事者には2重の意味があることが明らかになった。1つは、<「当事者になる」こと>を達成した<社会的に「当事者」と認識された「当事者」>である。もう1つは、「当事者である」が<「当事者になる」こと>を達成していない<社会的に「当事者」と認識されていない「当事者」>である。

<社会的に「当事者」と認識されていない「当事者」>とは、実際には「当事者」であるとしても、社会から「当事者」とであると認識されていない人達である。「当事者」本人についていえば、自らが「当事者」であるということに気づいている場合も、気づいていない場合もある。そのような場合、「当事者」の経験していることは、社会に向けて発信されない。そのため、彼ら・彼女たちが抱える経験や困難は社会の中で不可視化される。

先に挙げた上野の定義に従うならば、「当事者」という概念自体が、社会から「当事者」と認識されてこそ、意味を持つ概念であるということである。したがって、<社会的に「当事者」と認識されていない「当事者」>について論じることは、「当事者」という概念そのものの限界性を論じることにもなる。

「自らを語りえない人々」は、自ら～の「当事者」とであるとカミングアウトし、自らの困難を社会に向けて発信しない限り、社会から困難を認識されることはない、

<社会的に「当事者」と認識された「当事者」>のみが発言権を持つような場では、「自らを語り得ぬ人々」は、何かを発言しても、「あなたの発言は「当事者」の発言ではない。」と発言を軽んじられたり、発言を封じられたりすることもありうる。そういう意味では、「自らを語り得ぬ人々」にとって「当事者」という概念は、声を上げていくことの妨げになることすらありうる。

先に挙げた宮地の環状島モデルや5の注であげたこれまでの言説から分かるように、「当事者」としてみずからの経験や困難について語ることでできる人の背後には、膨大な数の語ることでできない人がある。どこでも声を上げられない人がある。経験や困難を他人に告げられない人がある。告げずに人生を終える人がある。その理由は様々であろう。告げることにより、差別や排除のリスクにさらされるため、告げることができないのかもしれない。あるいは、経験が重すぎたり、困難が大きすぎたりするがゆえに、自らの苦しみを言語で他人に表すことができないのかもしれない。上野の定義では、「当事者」という概念は、<「当事者である」こと>を社会に向けて明らかにし、<「当事者になる」こと>（社会の中で他者から「～の当事者である」と認識されること）によって、はじめて社会的に効力を持ち、意味があるということになる。「自らを語り得ぬ人々」が、「自らを語り得ぬ人々」であり続ける限りにおいては、「当事者」であったとしても、<「当事者になる」こと>はできない。そうであるならば、「当事者」という概念は、「自らを語り得ぬ人々」にとっては意味のない概念であるということになる。すなわち、上野が定義するような「当事者」概念では、「自らを語り得ぬ人々」の経験や困難は、実際には経験や困難が存在するにもかかわらず、社会の中で存在しなかったことにされてしまう。

9. 「自らを語り得ぬ人々」が直面する困難を無視しない社会とは？

(1) <「当事者になる」こと>の困難性を減じることの重要性

「自らを語り得ぬ人々」は、いずれ「自らを語る人々」になることがある。年月がたってから、もしくは環境の変化などによって「自らを語り得ぬ人々」が「自らを語る人々」になることがある。上野の言葉でいうならば、「当事者」である人間が<「当事者になる」こと>があるということになる。

<「当事者になる」こと>ができないのには、さまざまな障壁がある。その理由としてさきあげたように<「当事者になる」こと>に伴う差別や偏見などのスティグマや、経験の衝撃が重すぎて自らが経験したことについて話したくないことなどがあるだろう。

まずは、そのような障壁を可能な限り取り除き、<自らを語り得ぬ人々>が自らを語れるようになり、<「当事者になる」こと>が可能となるような支援のあり方が必要であろう。また、より自らを語りやすい場を作っていくことが大切であろう。

(2) 「当事者」という立場性を問われずに自由に表現できる場の必要性

(1) であげた視点は必要である。だが、「自らを語り得ぬ人々」の全てが「自らを語る人々」になることはできない。そうであるならば、社会に向けて自らの困難や属性を明らかにして<「当事者」になること>によってのみしか、その人間の困難の解決やニーズが満たされることができないのならば、「自らを語り得ぬ人々」は永遠に社会から抱えている困難やニーズを満たされないことを放置され、存在を無視されることになる。

そのような状況を避けるためには、<「当事者になる」こと>によって社会に向かって声を上げ、ニーズを主張するという回路とは別のモデルが必要になる。

そのためには、「自らを語る」という方法以外で、困難を社会に向けて訴えることを保障する必要がある。「当事者」という立場からの発言が保障されることは必要である。だが、同時にあえて<「当事者になる」こと>ができない人々、<自らを語り得ぬ人々>への共感のうえで、「当事者」という立場性を問われずに、人間が表現することを許されることが保障される場所が必要である。そのことにより、<「当事者になる」こと>ができない人々も、社会にむけて主張し、その主張が社会に影響を与え、「自らを語り得ぬ人々」のニーズも保障される道が開かれることになる。

(3) 「自らを語り得ぬ人々」の存在の可能性を認識したうえでの関係性、支援、社会政策および社会の追及

おわりに、(2) をふまえたうえで、さらに広く「自らを語り得ぬ人々」が直面する困難を無視しない社会について考察する。

日常の関係性においても、ミクロな対人援助の場でもマクロな社会政策の場でも、多くの場合、社会の中で「問題あるということ」が認識されることによって、その問題への対応が可能となることが多い。

重度の知的障害者や、認知症を抱える人間の場合は、＜「当事者になる」こと＞をあえて「当事者」がしなくても、その人間が困難を抱えているということは、その人間と周囲との間に関係性があるならば、周囲から認識されやすい。そのため、周囲がその人を「当事者」と認識したことを前提としたうえで、いかに「当事者」の意思の尊重がなされていくかということが問題となる。

しかし、そうではなく、本稿で述べたような周囲から認識されにくく、かつ「自らを語り得ぬ人々」が直面する語られない困難は、周囲から認識されにくい。しかし、先に挙げたトラウマ研究の第1人者である精神科医の宮地尚子や本稿の注でさきに取り上げた文献からいえるように、そのような人々は存在する。

そのような人々が存在するにもかかわらず、存在しないことになっている社会は、困難に直面している人々の存在を無視する社会であり、問題である。日常の関係性や支援の場においても、多くの場合、＜「自らを語る人々」＞＜「当事者になる」こと＞ができた人々が語ったことだけが認識される。そして、多くの場合、「自らを語り得ぬ人々」＜「当事者になる」こと＞ができない人間達は存在しないことになっている。それは問題である。それでは、「自らを語り得ぬ人々」の存在は無視されることになってしまう。

そうならないためには、自らを語ることで＜「当事者になる」こと＞ができた人間のためだけの社会のあり方には限界がある。自らを語らず＜「当事者」になること＞ができない人間がかかえる困難が社会から無視されないためには、＜「当事者になる」こと＞ができない人間、「自らを語り得ぬ人々」が存在するということを前提としたうえで、社会政策、社会制度、対人援助の理論及び実践、運動がなされる必要がある。そして、そのことを通じて、そのような人々が存在することを前提とした社会が形成される必要がある。

＜参考 参考文献＞

- 社会福祉辞典 2002 大月書店
中西正司 上野千鶴子2003『当事者主権』岩波新書
菅野幸恵2007「固定化された関係を超えて」『あなたは当事者ではない』今尾真弓 宮内洋編著 北大路書房
中澤正夫2007『ヒパクシャの心の傷を追って』岩波書店
広辞苑 2008 岩波書店
上野千鶴子 2008 「当事者とは誰か？ ニーズ中心の福祉社会のために」『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院
内閣府男女共同参画局,2009,『男女間における暴力に関する調査』報告書＜概要版＞,内閣府男女共同参画局
小林美佳,2010,『性犯罪被害とたたかうということ』朝日新聞出版
宮内洋 2010「＜当事者＞研究の新たなモデルの構築に向けてー「環状島モデル」をもとに」『＜当事者＞をめぐる社会学』好井裕明 宮内洋編著 北大路書房
上野千鶴子 2011「第3章 当事者とは誰か」『ケアの社会学』
宮地尚子,2011,『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房
RYOJI+砂川秀樹,2011,『カミングアウト・レターズ』太田次郎社エディタス